

母子福祉資金・父子福祉資金の貸付けを希望される方へ

◆母子福祉資金・父子福祉資金とは

母子家庭・父子家庭の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金の貸付けを行っています。資金の種類、貸付限度額は「母子・父子・寡婦福祉資金一覧表」のとおりです。

◆この貸付けを利用できる方（借主）は

- 母子家庭の母・父子家庭の父
母子家庭の母・父子家庭の父とは、配偶者のない女子・男子で現に20歳未満の児童を扶養している方をいいます。
※ 「配偶者のない女子・男子」とは、配偶者（内縁関係にある方を含む。）と死別したり、離婚した方で現在も婚姻していない女子・男子をいいます。
また、次のような方も「配偶者のない状態」に含まれ、貸付けを受けることができます。
 - 配偶者の生死が不明か、または配偶者から遺棄されている女子・男子
 - 配偶者が外国にいるか、または法令により拘禁されているため、その扶養が受けられない女子・男子
 - 配偶者が精神又は身体の障害により働けない女子・男子
 - 婚姻によらないで母・父となった女子・男子
- 母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童
- 20歳未満の父母のない児童

◆連帯借主

児童（子）のための4種類の資金（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金）については、母子家庭の母・父子家庭の父が「借主」、児童（子）が「連帯借主」になり、連帯して債務を負います。

◆連帯保証人

- 事業開始・事業継続・技能習得・就職支度（母又は父分）・医療介護・生活・住宅・転宅・結婚資金については、原則、連帯保証人を立てていただき無利子での貸付となります。
- 連帯保証人は、申請時の年齢が原則として60歳未満で、かつ、償還期間終了時の年齢が70歳未満であり、次の優先順位で連帯保証人をお願いします。
 - ①県内居住親族、②県外居住親族、③県内居住知人等
- 本資金を借入中の方は、他の本資金借入申込者の連帯保証人（相互保証）になることはできません。また、既に本資金を滞納されている方の連帯保証人になっている場合も、連帯保証人になることができません。

◆貸付けの決定は

- 住所地を管轄する県厚生環境事務所に提出された貸付申請書、添付書類、面接による審査を実施して貸付審査会に諮り、その結果を参考にして所長（支所長）が決定します。
- 現在の収入で十分生活が可能であり、本制度を利用するまでもなく必要な経費を賄うことができる場合、償還金年額（他の借入金を含む。）が申請時の年収の25%を超える場合等事例によっては、貸付できない場合があります。また、貸付額を精査した結果、貸付申請額全額を貸付できない場合があります。

◆償還の方法は

原則として、口座振替払による月賦償還で、元利均等償還です。

◆ ご注意ください！滞納すると・・・

- 借主、連帯借主、連帯保証人に対し、文書、電話、面接、自宅訪問により督促、履行を請求します。
- 償還期限に遅れると、法令により年3.00%の違約金が発生します。
（例：10万円の返済が1年遅れた場合、3,000円の違約金を支払っていただきます。）
- 広島県では、滞納になっている一部の債権について債権回収業務を民間会社へ委託しています。
あなたの償還金が次に借りる方への資金になります。

◆貸付申請に必要な書類は

貸付申請に必要な書類は、次のとおりです。個々の事情により書類を追加していただくことがあります。個々の事情により書類を追加していただくことがあります。ご了承ください。

- 貸付申請書（借主についてはマイナンバーを記入していただく必要があります。）
- 申請者及び連帯借主については戸籍謄本及びマイナンバーが記載されていない住民票（世帯全員の記載があるもの）、連帯保証人については本籍入りの住民票
- 申請者及び連帯保証人の所得証明書（市町村民税課税証明書、所得が明示されているもの）
- 個人情報に関する同意書
- 各資金ごとに次に掲げる書類

《共通》各資金の必要経費が確認できる書類

資金の種類	添付書類
事業開始資金	事業開始計画書（事業資金見積書、官公署への申請書または許可書の写し、事業所の平面図を含む）及び保証意思宣明公正証書
事業継続資金	現事業を明らかにする書類、事業継続計画書（事業資金見積書、官公署の許可書の写し、決算書の写し、事業所の平面図を含む）及び保証意思宣明公正証書
修学資金	在学証明書、入学許可書の写しのうちいずれか一つ
技能習得資金	在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ
修業資金	在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ、（自動車運転免許取得の場合）就職見込証明書
就職支度資金	就職決定（見込）書、（通勤用自動車購入の場合）運転免許証の写し、自動車購入に関する見積書
医療介護資金	医療・・・診断書（医療を必要とする期間及び概算医療費（患者の負担となるもの）などを記載したもの） 介護・・・介護保険対象分の利用者負担額等が記載された書類、償還払いとなる介護サービス費の額が記載された書類、見積書等
生活資金	技能・・・在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ 医療、介護・・・医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証明する書類、介護を受ける期間を証明する書類 生活安定・・・母子家庭の母となって7年未満の者であることを証明する書類等 失業・・・公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し
住宅資金	新築、補修（保全・増改築） 住宅新築、補修（保全・増改築）計画書、所有関係を明らかにする書類 建築確認通知書の写し、住宅を新築する土地の権利関係を証する書類 住宅購入 売買契約書の写し、売主の権利関係を明らかにする書類（登記簿謄本等） 平面図及び位置図、資金計画 購入する住宅が借地上のものである時は貸貸人の賃借権の譲渡又は転貸の承諾を証する書類
転宅資金	賃貸借契約書、使用承諾書の写しのうちいずれか一つ
就学支度資金	入学通知書、合格証明書、入学許可書の写し、在学証明書のうちいずれか一つ
結婚資金	婚姻することを証する書類

- その他知事が必要と認める書類

◆お早めに、まずはご相談を

事前にご相談いただかないと貸付に該当しないケースもあります。
申請書が提出されてから資金交付（振込）までに約1か月～2か月かかります。
お早めに、まずはご相談ください。

◆貸付申請書の提出先は

住所地の市町役場です。

◆貸付けについての相談窓口

貸付けについての相談は、住所地の市町役場または県厚生環境事務所（支所）までお気軽にご相談ください。

なお、広島市にお住まいの方は、各区福祉課へ、福山市にお住まいの方は、福山市ネウボラ推進課へ、呉市にお住まいの方は、呉市こども支援課へご相談ください。